

平成29年10月25日

第10回

須崎市農業委員会総会 議事録

|     | 会 長 | 事務局長 | 次 長 | 係 |
|-----|-----|------|-----|---|
| 仰 裁 |     |      |     |   |

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 平成29年10月25日(水) 午後2時00分
3. 出席委員 16名
4. 欠席委員 0名
5. 出席職員 事務局他1名
6. 議案 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
7. その他 「須崎市農業委員会規程」の改正  
「須崎市農業委員会の委員選任に関する要綱」の制定  
「須崎市農地利用最適化推進委員選任に関する要綱」の制定  
「須崎市農業委員会選挙事務取扱規定」の廃止

|       |  |
|-------|--|
| 開会宣言  | 国広次長<br>只今から平成 29 年第 10 回農業委員会総会を開催いたします。  |
| 開会挨拶  | 市川会長<br>本日は第 10 回の総会でございます。議案は第 2 号までです。慎重な審議をお願いします。  |
| 議事録署名 | 本日の議事録署名人は 2 番青木委員、3 番中西委員を指名いたします。<br>「異議なし」多数  |
| 議案説明  | 国広次長<br>議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について。農地法第 3 条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成 29 年 10 月 25 日須崎市農業委員会会長市川雅彦。<br><br>記<br><br>(1)申請者 住所 ○○○○○○○○<br>氏名及び件数 ○○ ○○ 他 2 件<br>(2)申請受理面積 田 6,386 m <sup>2</sup> 畑 208 m <sup>2</sup> 計 6,594 m <sup>2</sup><br>番号 1 申請人 譲渡人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○<br>譲受人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○<br>土地の所在地 須崎市大谷字西ノ谷 294 番 1<br>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 989 m <sup>2</sup><br>土地の所在地 須崎市大谷字西ノ谷 295 番 4<br>土地の表示 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 208 m <sup>2</sup><br>事由 売買 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○<br>番号 2 申請人 譲渡人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○<br>譲受人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○<br>土地の所在地 須崎市下郷字上ヶ田 808 番<br>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 99 m <sup>2</sup><br>土地の所在地 須崎市下郷字上ヶ田 815 番 1<br>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 393 m <sup>2</sup><br>土地の所在地 須崎市下郷字上ヶ田 817 番 1<br>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,689 m <sup>2</sup><br>事由 売買 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○<br>番号 3 申請人 貸人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○<br>借人 ○○ ○○○○○○○○ ○○ ○○<br>土地の所在地 須崎市浦ノ内西分字六反地 3701 番<br>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 2,042 m <sup>2</sup><br>土地の所在地 須崎市浦ノ内東分字マツモトノマエ 1793 番 |

|                         |  |
|-------------------------|--|
| <p>補足説明</p> <p>委員説明</p> | <p>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 1,174 m<sup>2</sup><br/> 事由 使用貸借権の設定 耕作面積 ○a 稼動力 ○/○</p> <p>以上です。</p> <p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>1番、第1号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。</p> <p>第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第5号の下限面積は、現在の自作地は2,452 m<sup>2</sup>ですが、譲受が許可になれば、30アールを超えます。第6号転貸にも該当しません。</p> <p>第7号地域調和ですが、権利取得後も引続き水稻および露地野菜をつくる予定であり、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>2番、第1号全部効率利用。譲受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。</p> <p>第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第5号の下限面積は、問題ありません。第6号転貸にも該当しません。</p> <p>第7号地域調和ですが、権利取得後は水稻を作る予定であり、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>3番、第1号全部効率利用。借受人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第2号農業生産法人以外の法人・第3号信託については適用ありません。</p> <p>第4号農作業常時従事については、十分に農作業に従事すると見込まれています。</p> <p>第5号の下限面積は、現在の自作地はありませんが、使用貸借が許可になれば、30アールを超えます。第6号転貸にも該当しません。</p> <p>第7号地域調和ですが、この使用貸借権の設定は親子です。親子間の使用貸借であり、本件の権利取得によって周辺の農地の農業上の効率的総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。</p> <p>以上です。</p> <p>5番森光委員</p> <p>1番の件ですが、なにも問題ありません。</p> <p>4番横山委員</p> |
|-------------------------|--|

|      |   |
|------|---|
| 審議意見 | <p>2番も問題ありません。</p> <p>8番藤田委員</p> <p>3番は以前から耕作されていますし、変わらず耕作するので問題はありません。</p> <p>市川会長</p> <p>この件について、何か質問はありませんか。</p> <p>なければどなたか意見ををお願いします。</p>   |
| 採決   | <p>14番 中平委員</p> <p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の審議について意見を述べさせていただきます。申請者の〇〇 〇〇さん他2件ですが、いずれも問題ないということですので、許可を与えたいと思います。</p>   |
| 議案説明 | <p>市川会長</p> <p>別に問題ないから許可を与えるということですが、これにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」多数。</p> <p>異議がないようでございますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請の審議については、別に問題もないと言う事でございますので、原案どおり許可を与えることと決定致します。</p>  |
| 補足説明 | <p>国広次長</p> <p>議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の審議について。農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理したので、審議のうえ意見を求める。平成29年10月25日須崎市農業委員会会長市川雅彦。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1)申請者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇<br/>氏名及び件数 〇〇 〇〇 1件</p> <p>(2)申請受理面積 田 74 m<sup>2</sup> 計 74 m<sup>2</sup></p> <p>番号1 譲渡人 地区 〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇<br/>譲受人 地区 〇〇 住所氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇</p> <p>土地の所在地 須崎市大谷字西ノ谷 294番2<br/>土地の表示 地目 台帳 田 現況 田 面積 74 m<sup>2</sup><br/>種別 2 事由 駐車場・物干し場・花壇</p> <p>隣接農地は同意書ありで位置図と利用計画図は添付のとおりです。</p> <p>以上です。</p> |
|      | <p>農林水産課 盛光主幹</p> <p>補足説明を致します。農地の区分と転用目的ですが、申請地は、第2種農地であり、転用の目的は現在の住宅敷地には余裕はなく、申請地に花壇・駐車場・物干し場を整備するもので、他に代替すべき土地はなく、農地の区分と転用目的は、問題はないものと考えます。資力及び信用ですが、土地取得費〇〇万円、工事費〇〇万円、合計〇〇万円を自己</p>   |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>資金での整備計画であり、特に問題は認められないものと考えます。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性ですが、工期は平成 29 年 12 月 1 日から平成 29 年 12 月 25 日までとなっており、確実性には特に問題はないものと考えます。計画面積の妥当性ですが、整備面積 74 m<sup>2</sup>は、事業計画書、土地利用計画により必要な面積と考えられます。周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、雨水は側溝等を経由し、南側市道に沿う水路に排水。また庭木は低く栽培し隣接農地に日照被害を及ぼさないよう留意する周辺農地の同意も得ており、支障はないものと考えます。</p> |
| 委員説明 | <p>5 番 森光委員<br/>別に問題はありません。</p>  |
| 審 議  | <p>市川会長<br/>この件について、何か質問はありませんか。<br/>なければどなたか意見ををお願いします。</p>   |
| 意 見  | <p>8 番 藤田委員<br/>議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議について、意見を言わせていただきます。今回は〇〇 〇〇さん 1 件ですが、先ほど十分審議を致したところ、別に問題もないということでございますので、至当の意見を付して進達を諮りたいと思います。</p>  |
| 採 決  | <p>市川会長<br/>別に問題ないということで、至当の意見を付け進達をとということですが、これにご異議ございませんか。<br/><br/>「異議なし」多数<br/>異議がないようですので、議案第 2 号農地法第 5 条の規定による許可申請の審議については、至当の意見を付して進達を諮る事と決定します。</p>  |
| その他  | <p>市川会長<br/>その他の件で事務局よりお願いします。<br/>国広次長<br/>「須崎市農業委員会規程」の改正<br/>「須崎市農業委員会の委員選任に関する要綱」の制定<br/>「須崎市農地利用最適化推進委員選任に関する要綱」の制定<br/>「須崎市農業委員会選挙事務取扱規定」の廃止について事務局より説明。<br/>市川会長<br/>その他の件で何かございませんか。<br/>ないようでしたら本日の会議を終わらせていただきます。お疲れでございました。<br/><br/>閉会 午後 2 時 38 分</p>   |

その真正なることを証して署名する。

議 長

2 番

3 番

